

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

農業委員会受付印

鳴門市農業委員会会長 殿

＜譲渡人（貸人）＞
住 所

＜讓受人（借人）＞
住 所

氏 名

氏 名

下記農地（採草放牧地）について、
 所有権
 賃貸借
 使用貸借による権利
 その他使用収益権（ ）
 を、
 設定（期間 年間）
 移転
 したいので、

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等			認定経営 発展法人 (該当する 場合には○)
						在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	
譲渡人 (貸人)								
譲受人 (借人)								

2 許可を受けようとする土地の所在地等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	対価・賃料等 の額 〔10a 当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現 況				権利の種 類，内容	権利者の氏名又 は名称
				〔 〕	〔 〕		

3 権利を設定し、また移転しようとする契約の内容

1	権利を設定（移転）しようとする時期
2	契約の内容
	（１）契約内容
	（２）契約期間（貸借の場合）

指令 第 号

許可条件

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

鳴門市農業委員会会長

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、徳島県知事に審査請求書(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 19 条第 2 項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合に、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条の 2 第 3 項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の 1 の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を併せて記載してください。